

令和7年度版

(令和7年10月更新)

宮城県地域クラブ活動指導者（スポーツ・文化芸術）研修会

地域指導者向けテキスト



宮城県・宮城県教育委員会

目次

はじめに	2
第1章 部活動地域移行に伴う変化	3
1 学校部活動の現状	
2 休日の部活動地域移行の方針	
第2章 地域クラブ活動の指導	9
1 地域クラブの運営に際して	
2 関係機関との関わり	
3 指導者の姿勢（よりよい人格を形成するために）	
4 安心できる環境の醸成	
5 合理的かつ効率的・効果的な指導	
6 科学的な見地による指導	
7 勝利至上主義に偏らない指導	
8 発達段階に応じた指導	
9 安全に対する配慮	
10 研修及び資格等について	
11 指導手引きの活用	
第3章 事例研修	16
1 クラブ員（生徒）の指導	
2 暴力行為・ハラスメント	
3 安全に対する配慮	
4 保護者との関わり	
5 その他	
第4章 活動の振り返りと相互評価	21
1 相互評価の必要性	
2 相互評価アンケートの様式例	
<参考資料>	23

はじめに

＝研修会の目的＝

今般、国の地域移行の推進に伴い、地域の指導者の資質・能力を保証し、さらに十分な人員の確保が急務となっております。将来的には高いレベルの指導者資格取得を目指しつつも、指導者としての高い志と指導の基礎・基本の知見を有した、子供や親から信頼される地域クラブの指導者が求められています。もちろん、すべてのスポーツ・文化芸術活動の指導者が各スポーツ・文化芸術団体の指導者資格を持っていることは望ましいことではありますが、これまで地域活動を担ってきた指導者の資質・能力等は、一人一人の日頃からの自己研鑽により保障され、多くの子供たちを導いてきたものと認識しております。

本研修は、受講者の費用負担を最少にして、地域のスポーツ・文化芸術活動を担っていただくとともに、中学生を適切に指導することのできる指導者の指導力向上の支援を目的としています。

＝本テキストについて＝

「休日の部活動地域移行」とは、休日は学校教育としての部活動が行われなくなり、地域を主体とした社会教育としての地域クラブ活動によって展開されることです。しかし、新しい変化には様々な課題があり、地域の実情に合わせて段階的に移行を進めていくことになります。

本テキストは、令和7年3月に県及び県教育委員会が改訂した「学校部活動と地域クラブ活動等のガイドライン第2版」に基づき、学校部活動の教育的意義を継承・発展する「地域クラブ活動」という観点から、学校部活動で培われてきた考え方や指導者像を反映したものとなっています。これまで子供たちを育ててきた学校教育活動のノウハウを生かし、地域の子供たちがより良く成長するための新たな地域クラブ活動の実践に生かしていただければ幸いです。

＝地域移行に伴う本県の目指す姿＝

県及び県教育委員会が目指す「地域移行後の本県の姿」を踏まえ、各地域のスポーツ・文化芸術活動の発展と中学生の多様な体験機会の確保に御協力いただきますようお願いいたします。

(以下、県ガイドライン第2版P4より抜粋)

- 休日は、多くの児童・生徒が自主的に地域のスポーツ活動や文化芸術活動に参加し、同好の幅広い年代の交流活動を通して、互いが高め合うとともに地域活動が活発に行われている。
- 中学校では、より深い生徒理解に努め、主体的・対話的で深い学びを推進しながら、生徒一人一人の自己実現に対する支援が行われている。さらに、地域と協働しながら、平日の部活動を地域クラブ活動に移行する準備体制が整っている。
- 中学生の活動成果を発揮するための大会や発表会等は、平日の部活動が地域クラブ活動に移行することを見据え、中学校体育連盟や各競技協会等により、適切な開催が行われている。
- 幼児期から成長期にかけての多種多様な活動経験は、人間のよりよい成長に重要であることが広く一般化され、多くの子供たちがその体験の機会を得ることができている。
- トッププレーヤーを目指す子供たちには、高い専門技術を持つ指導者が、科学的知見を持って育てていくとともに、個々の資質や能力による適性を発掘し、子供たちの充実した生き方を支援する環境が整っている。

※トッププレーヤーとは、「トップアスリート」「プロ選手・演奏者」「有名芸術家」等の総称。

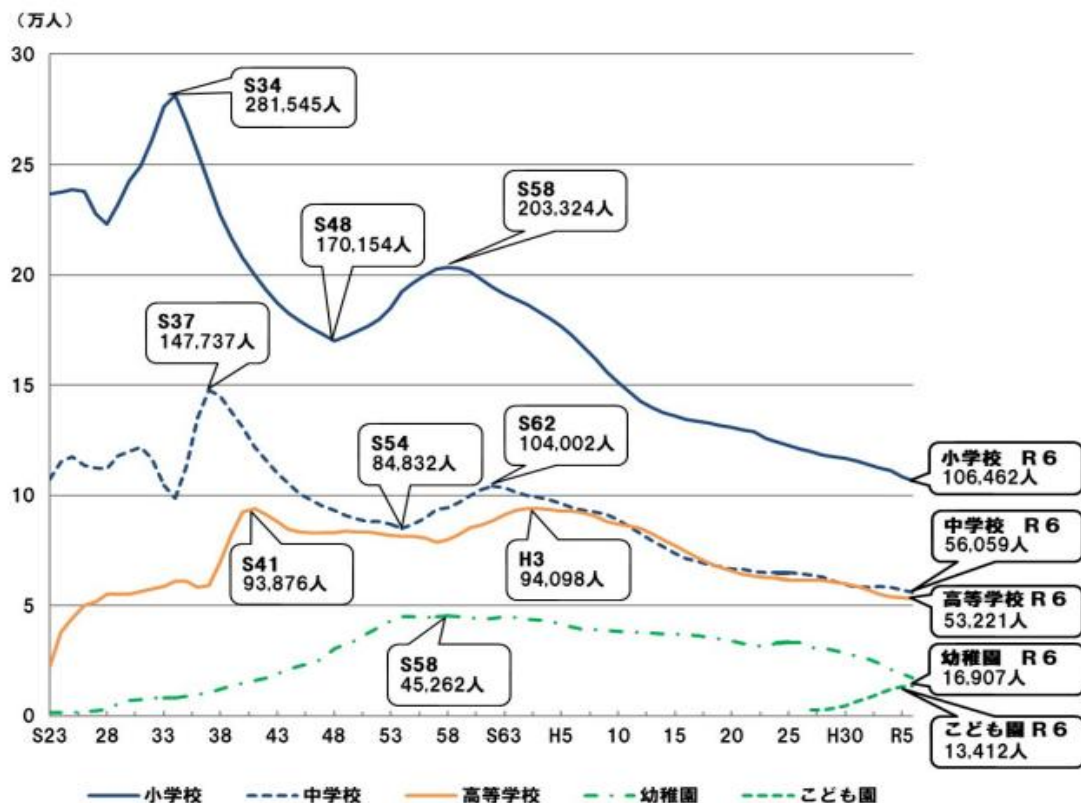
第1章 部活動の地域移行に伴う変化

1 学校部活動の現状

(1) 少子化による影響

県内中学校の生徒数は、昭和62年の約10万人から、令和5年には約5万6000人と36年間で半数近くまで減少している。

一方、部活動の数は生徒数の減少と比べると減少しておらず、県内の多くの学校で慢性的な部員不足、チームが組めず大会に参加できないなどの状況が見られる。



出典：令和6年度学校基本調査速報（宮城県）

(2) 教員の働き方改革と学校部活動

学校部活動は、学校教育の一環として行われ、我が国のスポーツ・文化芸術の振興を担ってきた。

しかし、少子化が進展する中、学校部活動を従前の体制で維持することは難しくなっており、さらに、教職員の働き方改革が進む中、教師が個人の専門性や意思に関わらず部活動の顧問を務めるこれまでの指導体制を継続することは、より一層難しくなっている。

一方、地域から見ても少子高齢化は、活動者数の減少や指導者不足などによる課題も見られてきている。これらのことから、これまでの単一校に限定した活動から、その対象範囲を広げ、中学生の育成環境を広域化する新しい体制づくりが必要となってきた。

※学校部活動の効果（多様な学び）

「体力や技能の向上」、「異年齢との交流」、「生徒と教師の好ましい人間関係」、「学習意欲の向上」、「自己肯定感・責任感・連帯感の涵養」等

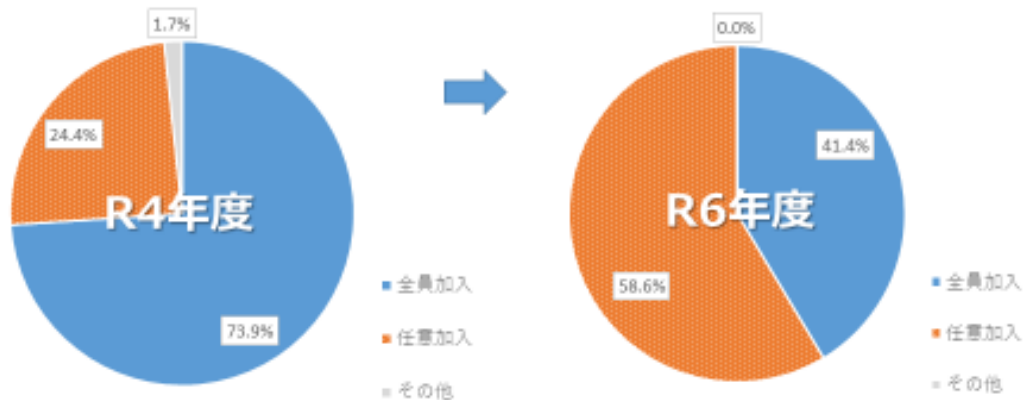
（3）部活動の位置付けの変化

学習指導要領においては、教育課程外の活動として、生徒の自主的、自発的な参加により行われるものと位置付けられており（次期学習指導要領で改定の予定）、これまで県内の多くの中学校では、生徒が全員加入する教育活動として実施されてきた。

令和5年度は、国や県から地域移行方針が示されたことを受け、全員加入から任意加入に変更するなど、各市町村や学校単位での部活動改革も進められている。

【参考】

部活動への加入状況（学校への直接アンケート調査）



- 任意加入としている学校は、令和4年度24.4%から令和6年度58.6%に増えている。
- 学校単位でも、地域移行に伴う部活動の在り方の検討が始まっている。

出典：宮城県中学校長会指導部調査資料及び県アンケート調査結果
令和6年度中学校部活動に関する調査

2 休日の部活動地域移行の方針

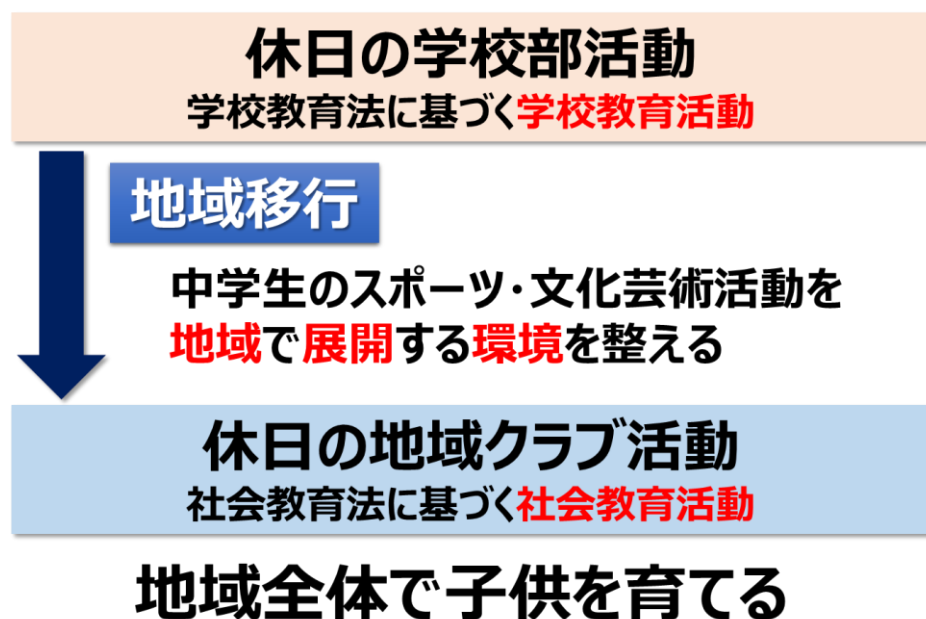
（1）国の方針（学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する総合的なガイドライン）

- ① 令和5年度から令和7年度までの3年間を改革推進期間として、地域連携・地域移行に取り組みつつ、地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を目指す。
- ② まずは休日における地域の環境の整備を着実に推進する。
- ③ 市区町村が運営団体となる体制や、地域の多様な団体が取り組む体制など、段階的な体制の整備を進める。

(2) 県の方針（学校部活動と地域のクラブ活動等のガイドライン）

- ① 改革実行期間の前期3年間の最終年度にあたる令和10年度中には、県内すべての公立中学校で、休日の部活動を行わないことを目標にして、県内全体の移行スケジュールの目安を示す。また、平日の学校部活動は、休日の地域移行の定着などを踏まえて、準備ができた市町村から実施する。
- ② 実施体制については、持続可能な環境づくりが重要であることから、地域の実情に応じた体制整備を行う。
- ③ 関係者とその方向性を十分に検討し、学校、地域、保護者、生徒に丁寧な説明を行った上で、新しい環境づくりを進めることが重要である。

休日の部活動地域移行に向けた考え方の整理



(3) 休日の部活動地域移行の時期

市町村立中学校は、各自治体が設置しているため、それぞれの自治体の方針により進めていく。県立中学校は、令和8年度中の移行を目標として検討を進める。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
県	改革推進期間	改革実行期間(仮)					
	休日の移行						
	平日の移行	休日の移行の状況を踏まえ取組を進める。					
国	改革推進期間	改革実行期間					
	前 期				中間評価	後 期	
	休日は原則として、全ての部活動において地域移行を目指す。平日は、各種課題を解決しつつ推進する。						

(4) 休日の移行における部活動の変化について

- ① 平日は、これまでどおり、学校部活動として実施する。
- ② 休日は、地域クラブ活動として実施する。

※休日については、活動環境が整うまでの期間、学校部活動と地域クラブ活動が混在することが考えられる。また、国は、平日の地域移行について、休日の進捗状況を踏まえて検討するとしている。

	学校部活動	地域クラブ活動
運 営	学校	地域のスポーツ・文化芸術団体
指 導 者	・教員・部活動指導員 ・外部指導者	地域の指導者
生徒の参加	学校の決まりによる	任意の参加
活動場所	学校施設	社会教育施設・学校施設
活動単位	学校単位	同じ学校に限らない
保 険	日本スポーツ振興センター	民間の保険
法的な区分	学校教育法	社会教育法
	スポーツ基本法、文化芸術基本法	



**保険料、謝金
運営費などの
新たな費用負担**

(5) 地域クラブ活動の移行例

移行に向けた環境整備に当たっては、地域の実情に応じたスポーツ・文化芸術活動の最適化を図る観点から、以下のような体制づくりを進めることが考えられる。

例 1 既存団体活用型

- 新たに組織を作らなくても良い
- ✕ 学校との連携が難しい

例 2 派遣型

- 変化が小さく移行が容易
- ✕ 多くの指導者が必要

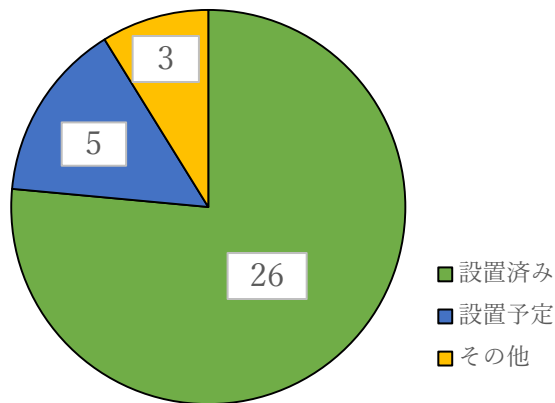
例 3 拠点型

- まとまった人数で活動できる
- ✕ 移動や送迎の負担が大きい

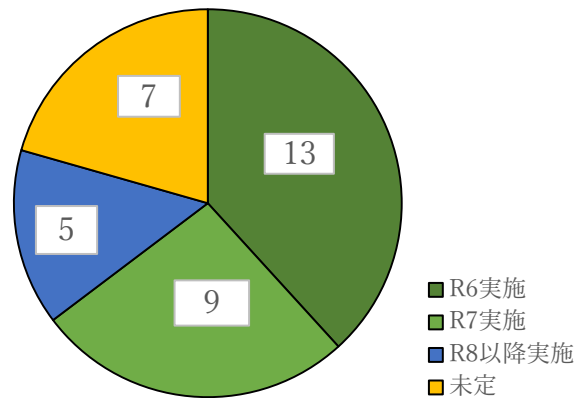
(6) 県内市町村の進捗状況（令和7年5月実施アンケートから）

- ① 31の市町村が協議会（関係団体等との話し合い含む）を設置及び予定している。
- ② 22の市町村が、今年度、地域クラブを実施する予定としている。

① 協議会等の設置状況



② 令和7年度の実施予定



(7) 中学校総合体育大会への地域クラブの参加について

① 令和7年度宮城県中学校総合体育大会参加要件

要件1 県や自治体が認める部活動地域移行の受け皿となっている団体

- 自治体のモデル事業や国の実証事業の対象となっている
- 自治体の推進計画等に位置付けられている

要件2 当該校に常設する部活動がない生徒が所属している団体（主に個人種目が対象）

- 自治体の移行状況に関わらず参加が可能
- 主に個人種目が対象となる

② 登録方法（令和7年度の例）

以下の手順で宮城県中学校体育連盟に登録の申請を行う。詳細は、宮城県中学校体育連盟ホームページ「登録申請要項（地域クラブ用）」を参照のこと。

なお、要件1により申請を行う場合は、あらかじめ自治体と相談することが望ましい。

- ア 当該競技の中央競技団体または県競技団体への登録が済んでいることを確認。
- イ 宮城県中学校体育連盟のホームページから申請に必要な様式をダウンロード。
- ウ 申請書に必要事項を記入の上、宮城県中学校体育連盟事務局へ E-mail にて送信。
- エ 登録承認書、または、非承認の通知が中体連から届く。

【参考】令和6年度登録団体 要件1： 7団体 要件2： 21団体

令和7年度登録団体 要件1： 20団体 要件2： 31団体

- ③ 県中体連では、今後、令和8年度以降の参加要件について、全国大会等の参加要件や国及び県の地域移行の状況を踏まえて検討することとしている。

休日の部活動の地域移行Q&A

Q 「休日の部活動地域移行」とは？

A 休日に行っている部活動に代わって、地域のクラブ等（スポーツ・文化・芸術団体、スポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブ等）で活動することを「休日の部活動の地域移行」といいます。

Q 地域クラブ活動は、学校部活動とどう違うの？

A 学校部活動では、指導者が学校の顧問（教員・部活動指導員）であるのに対して、地域クラブ活動は、地域の指導者が担います。また、休日に行われる地域クラブ活動への参加は任意であり、平日の学校部活動と違う種目や活動をすることが可能です。

Q 休日の地域移行はいつからはじまるの？

A 令和5年度は各市町村で移行に向けた話し合いや準備を行います。令和6年度以降、準備のできた市町村から段階的に移行に取り組み始めますが、詳細については各市町村からお知らせがある予定です。

Q 平日の地域移行は行われないの？

A まずは休日を地域クラブ活動に移行します。国では休日の地域移行の状況を踏まえて、平日の部活動の移行時期や方法について検討をするとしています。

Q 平日の学校部活動はどうなるの？

A これまでと変わらず、所属する学校のルールに従って部活動を行います。なお、すべての部活動が地域に移行するまでは、休日に部活動と地域クラブ活動が混在することが考えられます。

Q 活動の費用はどうなるの？

A 国のガイドラインでは、活動費用は受益者負担と想定しています。所属する団体に応じた登録費や会費を支払います。

Q けがをした時の保障はどうなるの？

A 地域クラブ活動は、別途スポーツ保険等に加入する必要があります。

Q 中学校総合体育大会への参加はどうなるの？

A 平日に活動している学校部活動として参加する場合は、これまでどおり学校として参加します。休日の地域クラブ活動として参加する場合には、種目ごとに条件が異なります。

Q 地域クラブで指導するためには、指導者資格が必要なの？

A 必ずしも、有資格者であることが条件ではありませんが、宮城県地域クラブ活動指導者（スポーツ・文化芸術）研修会などの研修会を受講した上で指導することが望ましいと考えています。

Q 指導者は報酬をもらえるの？

A 国では、指導に対する対価として、適切な報酬が支払われることを示していますが、既存のスポーツ少年団等の活動団体を受け皿として活用する場合など、所属する地域クラブや市町村の実情によって様々な場合が想定されます。

第2章 地域クラブ活動の指導

1 地域クラブの運営に際して

(1) 国や県のガイドラインを遵守した運営や指導

- ・新たな時代を生きる子供たちが望ましい成長ができるよう、国や県のガイドラインを遵守した地域クラブ運営や指導を行う。

(2) クラブの運営方針や指導理念をあらかじめ示す

- ・目標や活動のルールを定め、関係者と共有する。
- ・参加者の名簿の取扱いに注意する。
- ・個人情報の取得は、クラブ員が未成年である場合は保護者を通して行う。

(3) 明朗な会計

- ・適性かつ必要最低限の会費や運営費を定める。
- ・金銭の管理や取扱いは、会員の賛同を得て取り扱う。
- ・収支状況や、会計管理は明朗にする。

(4) タイムリーで正確な情報共有

- ・情報が指導者、クラブ員、保護者等に正しく早急に伝わる仕組みを整える。
- ・運営に必要な事以外は、伝達手段を利用しない。

(5) 常に学び続ける姿勢

- ・講習会・研修会等へ積極的に参加する。
- ・最新の研究成果等を踏まえた科学的な指導法を積極的に学ぶ。
- ・マネジメントやマナー指導等に関する知識や技能を習得し、それらを向上させる。
- ・他団体の指導者とも交流を図り、情報収集に努める。
- ・指導者からの一方通行の指導とならないよう、クラブ員や保護者から学ぶ姿勢を持つ。

2 関係機関との関わり

(1) 国や県・地域の連盟や協会組織との関わり

- ・日本協会や県協会等が示している理念や方向性を踏まえる。
- ・通知等の情報の取得に努めるとともに、クラブ員にも共有する。
- ・地域のスポーツ・文化団体とも積極的に連携を図る。

(2) 行政組織との関わり

- ・国及び県のガイドラインを参酌する。
- ・クラブ員が居住する市町村の地域移行の方向性を活動に取り入れる。
- ・休日の地域移行に係る市町村の取り組みに協力する。

(3) 学校との関わり

- ・学校との情報共有に努める。
- ・クラブ員が所属する学校の行事や平日の部活動を把握する。
- ・大会等で成果があった場合は、クラブ員が所属する学校に知らせる。

(4) 保護者との関わり

- ・保護者は、第一義に自分の子どもの成長を期待している。
- ・保護者と集団の中で育つ意義を共有し、クラブ全員の成長を支援してもらう。
- ・情報は、すべての保護者に共通かつ平等に伝える。
- ・クラブ全員の応援団となる保護者同士の関係づくりや集団づくりを促す。

3 指導者の姿勢（よりよい人格を形成するために）

(1) クラブ員一人一人の理解

- ・クラブ員のニーズの把握(不安や悩み、なりたい姿、求める支援等)
- ・健康状態の把握

(2) 自己肯定感、自己有用感の育成

- ・クラブ員を一人の存在として認める
- ・発言や行動を肯定的に捉える
- ・集団の中で必要な役割を担わせる
- ・全てのクラブ員に成果の発表の機会を確保する

(3) 共感的な人間関係の育成

- ・相手の立場に立って考える人間関係の構築
- ・相手を敬い、互いを認める仕組みづくり
- ・失敗を笑わない、チャレンジを認める
- ・他者の人格を否定する発言を許さない

(4) 自己決定の場の提供

- ・自らの考えを主張できる環境づくり
- ・自分の目指す姿を自分で決める
- ・目標や計画はクラブ員全員が協力して決める

4 安心できる環境の醸成

(1) 暴力行為、暴言

- ・暴力・暴行、その他の身体的な虐待を行ってはならない。
- ・暴言、その他の精神的な虐待を行ってはならない。
- ・人格を否定する言動や差別的な言動を行ってはならない。

(2) 不適切な指導

- ・各種のハラスメント行為と判断される発言や行為を行ってはならない。

- ・社会通念上、不適切と思われる発言や行為を行ってはならない。

5 合理的かつ効率的・効果的な指導

(1) クラブ員が練習の意図を理解する

- ・短期・中期・長期的に練習の必要性を明確に示す
- ・毎日の活動目的を共有する

(2) 効果的な練習内容

- ・一人一人の習熟度や特性に合わせた段階的な練習
- ・効果が実感できる課題の設定
- ・集団練習と個人練習の関係性を示す
- ・つまずきに合わせた指導と声掛け

6 科学的な見地による指導

(1) 外傷とスポーツ障害の予防

- ・発達段階や体格、体力等に配慮した負荷の設定
- ・動作に対して適切な強度を設定
- ・動作を持続する適切な時間
- ・適切なインターバル

(2) 心身のバランスへの配慮

- ・日常の様子を観察
- ・メンタルトレーニング
- ・バーンアウトへの配慮

7 勝利至上主義に偏らない指導

- ・大会やコンクール等の結果のみを重視せず、仲間と協力して成長した過程を評価する。
- ・クラブ員に大会の目標や成果を主体的に考えさせ、工夫して活動させる。
- ・勝敗以外の部分にも価値を見出せるよう、専門的な見地から指導内容を工夫する。

8 発達段階に応じた指導

- ・クラブ員の成長を促す観点からの言葉掛けを行う。
- ・クラブ員の健康状態や疲労度などを適切に把握する。
- ・練習中の様子を観察しながら指導を行う。

9 安全に対する配慮

(1) 健康管理、健康観察

① 活動前

- ・ウォーミングアップ
- ・体調の確認(体温、疲労等)
- ・持病や障害等への配慮(循環器系、アレルギー等)

- ・柔軟に変更や中止することも検討する

② 活動中

- ・水分や成分の補給
- ・疲労の蓄積による変化

③ 活動後

- ・クーリングダウン
- ・練習の負荷に応じた、活動後の過ごし方

(2) 危険の想定(施設、器具、用具、体格差、冬山登山計画等)

① 事前の確認・想定

- ・施設や器具・用具の安全性の確認
- ・安全性を踏まえた登山計画

② 活動中

- ・体格差や技能の習熟を考慮した活動

③ 活動後

- ・施設や器具の破損は速やかに施設管理者に報告し、修繕されるまで使用しない
- ・活動の途中でも用具の点検を行い、安全に配慮する

(3) 非常時への備え(気候変動、避難経路、避難誘導、保護者との連絡体制)

① 活動前

- ・気象状況等を確認
- ・活動場所の避難経路等の確認
- ・緊急時の保護者との連絡体制を確認

② 活動中

- ・非常時の状況に合わせて、速やかに避難させる
- ・状況に応じて活動の可否を検討する

③ 活動後

- ・適切な措置をとり、必要であれば保護者に直接引き渡す

(4) けがや事故・感染症への対応

① 熱中症

<予防対策>

- ・熱中症警戒アラート等の事前確認
- ・活動場所の暑さ指数(WBGT)等の確認
- ・こまめな休息と水分補給の確保

<発生時の対応>

- ・涼しい場所に移動させ、水分・塩分を補給し、衣服を緩める
- ・脇、首の周り、太ももの付け根などを冷やす
- ・意識や反応がない場合は、早急に救急車を要請する
- ・状況を正確に伝え、保護者に引き渡す

<事後対応>

- ・保護者との連携
- ・医師の診断等に従う

② 感染症への対応

<予防対策>

- ・活動前に校内や地域の感染症の拡大状況を確認する
- ・感染の拡大が懸念される場合は、活動内容の変更や中止を検討する

<発生時の対応>

- ・他の参加者の健康確認をする

<事後対応>

- ・保護者との連携
- ・活動を一定期間中止する

③ 頭頸部への外傷

<発生時の対応>

- ・救急車を要請する
- ・応急手当等の適切な処置を行い、必ず受診する。
- ・保護者に状況を正確に伝える

<事後対応>

- ・保護者との連携
- ・症状が強い、いつもと違う、長引くときは医療機関を受診する
- ・段階的競技復帰プロトコルに従い、段階的に活動を再開する

④ 外傷

<発生時の対応>

- ・保護者に状況を正確に伝える

【参照】時系列から見る安全に対する配慮の例

事 前	直 前	活動中	活動後
・参加者の確認 ・指導計画の立案 ・気候変動等の対応	・活動施設の点検 ・器機、用具の確認 ・体調の確認	・活動中の体調確認 ・活動場所の観察 ・用具類の確認	・整理運動 ・活動後の体調確認 ・帰路の安全指導

- ・スポーツ事故防止ハンドブック（解説編） 独立行政法人日本スポーツ振興センター
https://www.jpnsport.go.jp/anzen/Portals/0/anzen/anzen_school/R2handbook/handbook_A5.pdf
- ・頭部外傷 10 箇条の提言(第2版) 日本臨床スポーツ医学会 学術委員会 脳神経外科部会
<https://concussionjapan.jimdofree.com/>

10 研修及び資格等について

指導者は講習会・研修会等へ積極的に参加し、最新の研究成果等を踏まえた科学的な指導法を積極的に取り入れることが大切である。

下の表は、県内の地域クラブ活動の指導者を対象とした主な研修会等をまとめたものである。

【表】令和6年度の主な研修会等（県内開催）

研修会名	主 催	備 考
宮城県地域クラブ活動指導者（スポーツ・文化芸術）研修会	県・県教委	中学生の指導に携わる地域クラブ指導者（スポーツ・文化芸術分野）を対象とした研修会 【受講修了証発行】
宮城県スポーツ指導者研修会	県教委・仙台市教委・県スポーツ協会	部活動顧問、部活動指導員を含む県内スポーツ指導者を対象とした研修会 【資格更新研修】
スタートコーチ（スポーツ少年団）養成講習会	日本スポーツ少年団 県スポーツ協会	スポーツ少年団の理念を学んだ指導者としての資格が取得できる研修会 【資格取得研修】
日本スポーツ協会公認スポーツ指導者研修	日本スポーツ協会	主に種目ごとの指導者資格の取得を目的とした研修会 【資格取得研修】

11 指導手引きの活用

発達段階に応じた指導となるよう各競技団体が作成した以下の「指導手引き」等を積極的に活用すること。

種目ごとの指導手引き等	QRコード	作 成
中学校部活動における陸上競技指導の手引き https://www.jaaf.or.jp/development/jhs/		公益財団法人日本陸上競技連盟
中学校部活動サッカー指導の手引き https://www.jfa.jp/coach/physical_training_club_activity/guidance.html#pankz		公益財団法人日本サッカー協会
中学校部活動におけるバスケットボール指導の手引き http://www.japanbasketball.jp/training/47264		公益財団法人日本バスケットボール協会
柔道部活動 安全で楽しい中学校部活動指導ガイドブック https://www.judo.or.jp/aboutus/contracted-work/		公益財団法人全日本柔道連盟
中学校部活動における剣道指導の手引き https://www.kendo.or.jp/information/20190301/		公益財団法人全日本剣道連盟
ソフトテニス部活動指導の手引 https://www.jsta.or.jp/news/2019/03/11709.html		公益財団法人日本ソフトテニス連盟

中学校部活動におけるバレーボール指導者へのガイドライン https://www.jva.or.jp/pdf/juniorhigh_guide_JVA2019.pdf		公益財団法人日本バレーボール協会
中学校部活動軟式野球指導の手引き https://jsbb.or.jp/coaches/		公益財団法人全日本軟式野球連盟
中学校部活動相撲指導の手引き http://www.nihonsumo-renmei.jp/tebiki/index.html		公益財団法人日本相撲連盟
中学校部活動におけるソフトボール指導の手引き http://www.softball.or.jp/announcement/pdf/manual_junior.pdf		公益財団法人日本ソフトボール協会
中学校部活動「テニス」指導の手引き https://www.jta-tennis.or.jp/tabid/876/Default.aspx		公益財団法人日本テニス協会

※スポーツ庁 HP「運動部活動用指導手引き」より

第3章 事例研修

1 クラブ員（生徒）の指導

事例1 指導に従わない

自分勝手にやりたい練習を行うクラブ員がいるため、組織的な練習を行うことができない。

【考え方のポイント】

- 個人とよく話し合い、その意図を理解させ、正しい対応を指導する。
- 指導に従う様子が無い場合は、保護者を交えて話し合いを行う。

事例2 練習を休みがち

足のケガを理由に練習を休んでいたが、ケガが回復しても体調不良や足が痛いなどの理由で練習を休むことが続いている。

【考え方のポイント】

- クラブ活動は、自主的・主体的な活動であることから、自分の意志で休むこと自体は問題ない。
- 心配な状況と判断した場合は、保護者との情報共有をしっかりと行う。

事例3 仲間外れ

特定のクラブ員が練習中、ペアを組んでももらえなかったり、休憩中も一人だけチームの輪に入っていなかったりする様子が見られた。全体指導を行ったが、改善の様子が見られない。

【考え方のポイント】

- 本人から話を聞き、状況について保護者と情報共有を行う。
- クラブ員に不調和があることを認識し、望ましい友人関係を作る。
- 自己理解、他者理解を育てる指導を行う。

事例4 暴力的な言動

練習中、「うるせえ」「早くしろ」「ぶっ殺すぞ」など、一緒に練習する仲間に対して暴力的な言動を繰り返すクラブ員がいる。個別に話をしたが、改善の様子が見られない。

【考え方のポイント】

- クラブ員がなぜそのような行動をするのか、その背景を探る
- 使っている言葉や口調にもよるが、精神的な暴力行為であることを指導する。
- 改善の様子が見られない場合は、保護者を交えて話し合いを行う。

事例5 異性との不適切な関係

男女が恋愛関係にあり、練習の前後に手をつないだり体を触ったりするなど、不適切行為が見られる。

【考え方のポイント】

- 青少年健全育成の観点から、適切な指導は必要。
- 改善の様子が見られない場合は、保護者と情報共有を行い、家庭での指導を依頼する。

2 暴力行為・ハラスメント

事例1 暴力行為

選手が練習中に緩慢なプレイを続けたため、当該選手には成長を促す目的で、他の選手には気合を入れる目的で当該選手のほほを平手打ちした。

【考え方のポイント】

- どのような理由があろうとも、体罰や暴力行為は許されない。
- なぜ、指導者が体罰・暴力行為に至ってしまったのか、その原因は何か。
- 他の方法はないのか。

事例2 暴力行為

吹奏楽の練習中、指導者が何度も同じことを繰り返し注意したのに、改善しようしないクラブ員に対し、「お前は病気か？」と言った。

【考え方のポイント】

- どうしてクラブ員は、「できない」「しない」のかをクラブ員の立場で考える。
- 相手を傷つける言葉は精神的な暴力である。

事例3 不適切指導

バレーボール部の練習中、特定のクラブ員に対して、休憩を取ることなく激しいレシーブ練習を1時間連続して行った。

【考え方のポイント】

- 執拗かつ過度に肉体的・精神的負荷を与える指導を行ってはならない。
- 水分補給をさせない、罰としての長時間のランニングを強いることなども同様である。

事例4 ハラスメント

発熱のため、練習を休むと言ってきた選手に対し、「俺の時代は熱で休むやつはいなかった」「熱で休むような選手は試合で使えない」と言って、練習に参加するよう求めた。

【考え方のポイント】

- 「試合に出さない」などの言動は、指導者としての立場を利用した恫喝行為にあたる。
- 「A高校に入れてやる」「推薦しない」など、クラブ員の損得を引き合いに出す言動もハラスメントとなる。

事例5 ハラスメント

陸上競技の練習で、クラブ員が「太ももが張っている」と訴えたことから、指導者が直接、太もものマッサージを行った。

【考え方のポイント】

- 身体接触を伴う指導が必要な場合は、本人への確認や保護者への説明など慎重な対応が必要。
- 密室で1対1にならない配慮が必要。

3 安全に対する配慮

事例1 会場設営

試合会場でワンタッチテントを設置した。練習が始まってから、強風でテントが飛ばされ、テントがクラブ員にぶつかった。

【考え方のポイント】

- 気温、風速、湿度など、その日の気候は事前に確認し、危険が予想される場合は活動を中止する。
- テントやサッカーゴールなど、風で飛ばされた際に危険なものは、杭等で固定する必要がある。

事例2 健康管理

前日から体調不良を感じていたが、翌日の練習に参加した。準備運動のランニングをしている最中に体調が悪化し、熱中症の症状を訴えた。

【考え方のポイント】

- 活動開始前の体調や、活動中の疲労の蓄積の状況を確認する必要がある。
- 体調によっては、短時間で低強度の運動でも、熱中症の症状が出ることもある。

事例3 道具の安全点検、怪我の対応

野球のバッティング練習中にピッチャーの投球がバッターの頭部に当たった。ヘルメットのクッション材がはがれており、ヘルメットがずれた際に耳を裂傷した。止血の処置をし、出血が収まったので活動を再開した。

【考え方のポイント】

- 事前に道具の点検を行い、整備不良の道具は使用しない。
- 頭部の怪我は重症になる危険性が高いため、健康観察を行い、救急車を要請する。

事例4 活動中の安全管理

練習効率を高めるため、シュート練習をしているゴールのそばで、パス練習をさせていた。放ったシュートが逸れ、パス練習をしている選手の顔面に当たった。

【考え方のポイント】

- 安全を確保した活動場面を設定し指示する。
- 危険が想定される場合は活動を止め、クラブ員が自ら安全に配慮できるよう指導する。

事例5 災害発生時の対応

体育館で活動中に震度6の地震が発生した。揺れが収まるまで頭部を守り、身の安全の確保に努めた。揺れが収まり、クラブ員の全員の安全を確認したため、活動を再開した。

【考え方のポイント】

- 災害発生時の保護者との連絡手段、避難場所、避難経路等は、あらかじめ決めておく必要がある。
- 施設の安全が確認できるまでは、活動を再開しない。場合によっては、避難、引き渡し等を行う。

4 保護者との関わり

事例1 選手起用

大会に出場する選手を発表したところ、保護者から「なぜ、うちの子供を選手にしないのか」という訴えがあった。

【考え方のポイント】

- クラブの運営方針や選手選考の基準など、事前にクラブ員や保護者に説明しておく。
- 年間を通して、多くのクラブ員に出場の機会を与え、活動の満足感を高める。

事例2 進路指導

所属選手が、私立高校の先生から「必ず合格させるので〇〇選手をうちの高校に入れてほしい」とスカウトされたため、保護者と本人を交えて面談を行った。

【考え方のポイント】

- 進路指導は、本人、保護者、学校との情報共有が大切。
- 合否判定や奨学金等、安易な情報提供からトラブルになる事例が多く見られる。

事例3 チーム運営

複数の保護者から「もっと練習日や練習時間を増やしてほしい」との要望があり、練習時間を延長して活動することとした。

【考え方のポイント】

- 県ガイドラインを踏まえ、成長段階や体調等に応じた休養日や練習時間を設定する。
- 日頃から、保護者にも活動の方針や理念を理解してもらって、勝利至上主義に陥らないようにする。

事例4 指導体制

指導者登録をしていないが、競技経験のある保護者が練習に参加し、クラブ員に対して指導を行うようになった。

【考え方のポイント】

- クラブ会員から、指導者として認められるためのプロセスが必要。
- 複数の指導者がいる場合、活動の方針や理念を共有し、組織的に指導に取り組む。
- 公認指導者資格の取得や県の研修会の受講等を経て行うことが望ましい。

事例5 集金

チームジャージを購入した代金を立て替えているが、何度催促しても支払ってもらえない状況が続いている。

【考え方のポイント】

- 金銭の立て替え等は行わない。
- 金銭が伴うようなことは、活動団体の規約や保護者会等の規約においてルールを定めておく。

5 その他

事例1 運営について

公共施設で練習を行っているが、使用場所や貸し出し物品の使い方等についてクレームがあった。

【考え方のポイント】

- 公共のマナーや規則遵守について指導を行う。
- 練習後の掃除や片付けなど、練習も含め役割分担等を決めておく。

事例2 メール、SNS 等の対応について

指導者からクラブ員の携帯電話に「明日の練習について伝えておきたいことがある。詳しく伝えたいので、今から会おう」という内容のメッセージを送った。

【考え方のポイント】

- 指導者とクラブ員、保護者との連絡体制について、約束を決める。
- 指導者とクラブ員の個人的な（私事）メール等のやりとりには十分な注意が必要。

事例3 運営費（会費について）

毎月会費を現金で指導者に渡しているが、会費がどのように使われているか分からない。

【考え方のポイント】

- 公正かつ適切な会計処理を行わなければならない。
- 組織運営に透明性を確保するため、関係者に対する情報開示を適切に行う。
- 保護者会等に管理を任せる。

事例4 送迎について

保護者からの依頼があり、指導者が大会会場まで自家用車でクラブ員の送迎を行った。

【考え方のポイント】

- 自家用車による送迎については、原則保護者が行う。
- 送迎時の保険を含め、団体の規約等でルールを定めることが望ましい。

事例5 学校との連携

学校行事のため出場できないクラブ員がいるため、予定していた大会に参加できなくなった。

【考え方のポイント】

- クラブ員が所属する学校の行事予定等を把握しておく。
- 学校側の年間行事予定やクラブの活動予定を共有することが望ましい。

第4章 活動の振り返りと相互評価

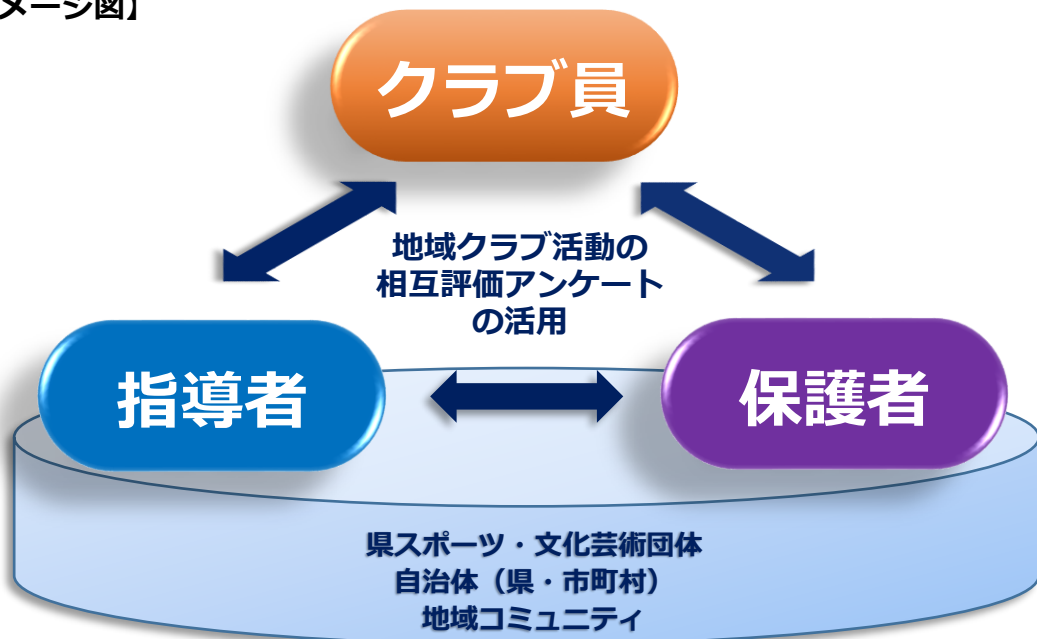
1 相互評価の必要性

クラブ活動に関わる人々が、明るく楽しく満足して活動に参加している姿は、地域社会が明るく生き生きしていることでもあります。しかし、残念ながら多くの人が集まる集団活動では、思いの違いや見解の相違等から思わぬトラブルが発生してしまうことも見られます。すべての参加者が満足できる有意義な活動にするためには、日頃からお互いを尊重しつつ、温かく風通しのよい雰囲気を作っていくことが大切です。

そのための方法として、指導者、クラブ員、保護者が相互に評価するアンケートの実施を推奨します。すべての参加者の思いを定期的に「見える化」してクラブ活動の現状を把握しましょう。例えば半年に1回、または目標としている大会が終了した後などに、アンケート調査を行い、その結果を活用し、みんなですらによりよい活動にするための前向きな話し合いの材料としてご活用ください。

可能であれば、県スポーツ・芸術団体や自治体の担当課などの、第三者がチェックすることで、より安心できる体制整備につながっていくものと考えています。

【イメージ図】



【相互評価の手順（例）】

- 1 指導者、クラブ員、保護者が「相互評価アンケート」に回答
 - 2 「相互評価アンケート」の集計・まとめ
 - 3 参加者全員で練習方法や練習内容、活動への取り組む方などをそれぞれの立場から話し合い、活動全体の改善に活用する。
- ※ 運営団体を所管する組織が、相互評価の結果や改善への取組状況などを確認できるとなおよい。

様式例については、保健体育安全課 HP からダウンロードできます
<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/hotai/taiiku2.html>

2 相互評価アンケートの様式例

※赤字の部分は用途に合わせて変更してください。

※実施時期は、活動の年間計画を作成する時にあらかじめ決めておきます。

(例) 目標とする大会等が終わった後や、6月と12月など定期的に実施する等

※アンケートを配布・集計する担当者を決めてください。

※項目は必要に応じて変更してください。

※今課題となっていることなど、各クラブで自由に設定してください。

※クラブ関係者に配布し、活動全体の改善に活用する。

※運営団体を所管する組織が、相互評価の結果や改善への取組状況などを確認できるとなるとよい。

地域クラブ活動の相互評価アンケート いまの活動をみんなで確認して、さらに良い活動にしましょう (作成: MIYAGIクラブ)

- 趣 旨
 - このアンケートは、現在の活動をさらに良くするために行うものです。
 - 多くの人が関わる活動は、様々な考えや思いがあり、思わぬすれ違いも生じます。
 - 誰かを責めるのではなく、みんなが幸せになるための材料として活用します。
 - 指導者、クラブ員、保護者、ひとりひとりが自分自身の成長に活かします。
- 実施時期
 - 10月、2月(県スポ少交流大会終了後) 年2回
- 調査方法
 - アンケートの配布・集計は親の会長及び副会長が行います。
 - 回答する対象者は、指導者、クラブ員、保護者等の構成員の全員です。
 - 調査は無記名で行います。
- フィードバックの方法 ※県教委Webにある集計シートを活用ください。
 - 担当者が回収して集計します。
 - 集計結果をすべての構成員にフィードバックします。
 - 結果を参考にして、みんなで話し合っ、これからのよりよい改善を考えます。

----- 切り取ってアンケート部分を提出して下さい -----
 キ リ ト リ

- アンケート調査
 - 無記名で回答してください。
 - 回答者の分類を選んで下さい。
 - 評価は、数字3～1で回答ください。「1」を選択場合その理由を記載ください。
1を選んだ場合、その理由を記載してください。
 - 【自由記述】欄には、特にみんなで検討したいこと等があれば記載してください。

記載日 令和6年10月1日

回答者の分類 (下から選択して下さい)		↓ 該当する数字を記載してください。 3特に優れている 2問題なし 1心配な点がある		
指導者・クラブ員・保護者		評価		
質 問 項 目		優良 3	普通 2	心配 1
1 活動は計画的である		1		評価で「1」を選んだ場合理由を記載してください。
2 休養日や活動量は適切である		2		
3 安全への配慮や事故防止は適切である		3		
4 参加者の意思が活動に反映されている		2		
5 活動は有意義である		3		
6 活動は人間的に成長する		2		
7 個に応じた効果的な練習である		3		
8 体罰や不適切な指導はない		2		
9 全ての関係者が連携し認め合っている		3		
10 指導者の活動に対する負担は適切である		2		
11 大会等の送迎の約束事について		2		
12 鍵当番の決め方について		1		仕事を休まないといけない

【自由記述】
 日頃から
 ので、試

地域クラブ活動の相互評価アンケート(集計結果)

配布日 令和6年10月15日

団体名 MIYAGIクラブ

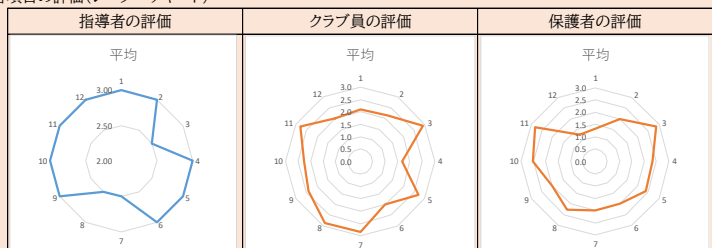
1 在籍数・回答数

	在籍数	回答数
指導者数	2	2
クラブ員数	23	20
保護者数	20	15

○質問項目

- 活動は計画的である
- 休養日や活動量は適切である
- 安全への配慮や事故防止は適切である
- 参加者の意思が活動に反映されている
- 活動は有意義である
- 活動は人間的に成長する
- 個に応じた効果的な練習である
- 体罰や不適切な指導はない
- 全ての関係者が連携し認め合っている
- 指導者の活動に対する負担は適切である
- 自由設定(各クラブで設定してください)
- 自由設定(各クラブで設定してください)

2 各項目の評価(レーダーチャート)



<参考資料>

資料、URL、出典	QRコード
学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン（令和4年12月） ・ 通知文 ・ 本文	
文部科学省・スポーツ庁・文化庁	
学校部活動と地域のクラブ活動のガイドライン第2版	
宮城県・宮城県教育委員会	
公立学校の教師等が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業について（手引き）（令和5年1月）	
文部科学省	
部活動改革ポータルサイト	
スポーツ庁	
スポーツにおける暴力・ハラスメント等の根絶に向けた取組	
スポーツ庁	
文化部活動改革～部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境の一体的な整備～	
文化庁	
休日の学校部活動の地域移行周知用チラシ	
宮城県・宮城県教育委員会	
みやぎ地域クラブ活動指導者人材バンクシステムについて	
宮城県	
熱中症予防情報サイト	
環境省	
雷ナウキャスト	
気象庁	

スポーツ事故防止ハンドブック



独立行政法人日本スポーツ振興センター

頭部外傷10箇条の提言（第2版）



日本臨床スポーツ医学会 学術委員会 脳神経外科部会

【お願い】

このテキストは、国と県のガイドライン等を基に、教育庁保健体育安全課が作成しています。今後もテキストの改善をしていきますので、お気付きの点や実際の指導場面で改善に役立つ情報等がありましたら、お気軽にお知らせください。また、部活動指導者研修テキストを作成しましたのでご覧ください。

連絡先：保健体育安全課学校体育班 Tel.022-211-3667 ✉hokenat@pref.miyagi.lg.jp